# 元号を改める政令 （平成三十一年政令第百四十三号）

元号を令和に改める。

# 附　則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。